

公 告

単契第 83 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和7年3月26日

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹

記

- 1 競争入札に付する事項

(1) 契約件名
(2) 契約内容
(3) 納入期限
(4) 納入場所
(5) 入札方法

自動車定期点検整備(単価契約)
仕様書のとおり
令和8年3月31日
仕様書のとおり
電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。
- 2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
(2) 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
(3) 令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。

(4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級
- 3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和7年4月9日17時00分
(提出方法)
・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。
(1)確認書(電子調達用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものの郵送に限る)
(1)紙入札方式参加願(紙入札用)
(2)資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)
- 4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)
- 5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)

令和7年3月26日から令和7年4月9日まで
(交付方法)
入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>
また、郵送で交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。
- 6 入札書等の提出期限

令和7年4月21日17時00分
- 7 開札の日時場所

令和7年4月22日11時00分 海上保安庁入札室
- 8 入札保証金および契約保証金

免除
- 9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 落札者の決定方法

(1) 海上保安庁入札・見積者心得書による。
(2) 本調達は、予定数量に対する総価で見積もる単価契約とする。
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- 12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁装備技術部施設補給課
03-3591-6361 (三吉 内線4321)

本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 単契第 83 号

契約件名： 自動車定期点検整備（単価契約）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
様式－1 紙入札方式参加願
様式－2 紙契約方式承諾願
様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
様式－4 電子証明書変更承諾申請書
様式－5 期間委任状
様式－6 都度委任状
別冊 契約書（案）
別冊 仕様書

入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和7年3月26日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 服部 真樹

2 調達内容

(1) 契約件名

自動車定期点検整備（単価契約）

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁装備技術部施設補給課 三吉

03-3591-6361

（内線4321）

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定は、最低価格落札方式で行うが、本調達は単価契約であることから、当庁が提示する予定数量に対する総価をもって入札すること。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認できるものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	jtd形式のもの
2	Microsoft Word	docx形式またdoc形式のもの
3	Microsoft Excel	xlsx形式またxls形式のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。（自己解凍方式は不可）
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書（写）」のみを、1つのファイルとして（例えばPDF形式のファイル）まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接 5 (2) の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出をすることができる。この場合、事前に 5 (2) にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和7年4月9日 17時00分
各提出書類の提出先は次のとおりです。
○電子調達システムにより入札参加する場合
・確認書（電子入札用）（電子調達システムにより提出）
・資格審査結果通知書（写）（電子調達システムにより提出）

- 紙入札により入札参加する場合
・紙入札方式参加願（紙入札用）（提出先下記5（2））
・資格審査結果通知書（写）（提出先下記5（2））

- (6) 証明書等審査結果の通知
4 (1) により提出された証明書等の審査結果を、 令和7年4月14日 までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子

TEL 03-3591-6361 内線 2821

- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和7年3月26日 から 令和7年4月9日 まで

- (4) 入札書の提出期限

令和7年4月21日 17時00分

- (5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければ

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

（電子認証書を取得している者であること。）

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任を受けた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、予定数量に対する総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長）○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。

- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日時： 令和7年4月22日 11時00分

場所： 海上保安庁入札室

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことのできることを要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とするところがある。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

- (7) 支払条件は履行完了後、毎月払いとする。

- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (11) 本調達案件は令和7年度の予算成立を条件とする。

入 札 書

一金

ただし 自動車定期点検整備（単価契約）

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(単 83)

1. 発注件名 自動車定期点検整備 (単価契約)

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 自動車定期点検整備（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先：海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件 名：自動車定期点検整備(単価契約)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例：14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

※今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名：

自動車定期点検整備(単価契約)

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名)：
担当者(会社名・部署名・氏名)：
連絡先1：
連絡先2：

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め
「件名：自動車定期点検整備（単価契約）」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 服部 真樹 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
（契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。）
（連絡先は2以上記載すること）
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和 7 年 度
単 契 第 8 3 号

請 負 契 約 書 （ 単 価 契 約 ）

請 負 契 約 書 (単価契約)

- 1 契 約 件 名 自動車定期点検整備 (単価契約)
- 2 予 定 総 額 金 円
- 3 契 約 単 価 別紙内訳書のとおり
- 4 予 定 数 量 別紙内訳書のとおり
- 5 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月31日
- 6 履 行 場 所 仕様書のとおり
- 7 契 約 保 証 金 免 除

印 収
紙 入

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹 は、
受注者 ●● と、次の条件により請負契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、仕様書に基づき、履行期間内において頭書のサービスの提供を行い、発注者はこれに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書の解釈等）

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者の解釈若しくは指示に従い、予定総額の範囲内をもって頭書のサービスの提供を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、請負内訳明細書を提出するものとする。

（数量の増減）

第3条 予定数量は、この契約期間内において、発注者が供給を受ける予定を示したものであるから、實際上増減を生ずることがあっても、受注者は異議申立てをしないものとする。

（約定単価）

第4条 経済情勢の激変等により、約定単価が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議のうえこれを変更することができるものとする。

（監督職員）

第5条 発注者は監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出または提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第8条 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(再委託の相手方に対する監督)

第9条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託の相手方に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第10条 発注者は、受注者の代理人、使用人のうち著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して必要な措置を求めることができるものとする。

（履行期間の変更等）

第 1 1 条 発注者は、その都合により履行期間又は履行場所を変更し、一時中止若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、契約単価を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（履行完了の通知及び検査）

第 1 2 条 受注者は、履行を完了したときは、業務完了報告書等、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 第 1 項の通知を受けた発注者又は検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）は、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により、その日から 1 0 日以内（以下「検査期間」という。）に履行の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（成果品の引渡）

第 1 3 条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第 1 4 条 発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、全部部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前 2 条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

（成果品の転用）

第 1 5 条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

（請負代金の支払）

第 1 6 条 発注者は、受注者が履行完了後毎月提出する適法な支払請求書を受理してから 3 0 日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

（遅延利息）

第17条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前2項、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

（履行期限の延伸）

第18条 受注者は、所定の期限までに履行を完了することができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に履行期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

（遅滞金）

第19条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から完了までの日数に応じ、契約金額の年3パーセントとする。ただし、その総額が契約金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第20条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者はあらかじめ、監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他の作業の施工上緊急に必要な事項については、受注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して契約金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

第21条 受注者の使用人が発注者の施設物においてなす業務上の行為はすべて受注者の責任とする。また業務上負傷もしくは死亡した場合は全て受注者の責任とする。

2 受注者は、その使用人が遂行中発注者の建造物又は器物を破損したときは、発注者がやむを得ないものと認めた場合を除くほか、発注者の決定する方法により弁償するものとする。

(契約不適合責任)

第22条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第23条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
 - (2) 受注者が第6条、第7条、第8条の規定に違反したとき。
 - (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
 - (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、解除部分に対する予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第24条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ、解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第25条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第26条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定総額（この契約締結後、予定総額の変更があった場合には、変更後の予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第27条 受注者は、作業実施にあたって知り得た業務上の秘密を部外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（契約外の事項）

第28条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上 契約を証するため、この証書 2 通を作成し、発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 2 2 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関 2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 服部 真樹
受注者	住	所	
	氏	名	

仕様書

1 概要

本仕様書は、海上保安庁（以下「当庁」という。）が発注する「自動車定期点検整備（単価契約）」（以下「定期点検整備」という。）に適用するもので、契約書及びその他の法令に定めるもののほか、本仕様書によるものとする。

2 用語の定義

本仕様書において使用する用語の定義

「継続検査」とは、道路運送車両法第62条に定める検査をいう。

「一年点検」とは、道路運送車両法第48条第3項に定める点検整備をいう。

3 件名

自動車定期点検整備（単価契約）

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日

5 引渡場所

(1) 海上保安庁（中央合同庁舎第3号館）

東京都千代田区霞が関2-1-3

(2) 海上保安庁海洋情報部（中央合同庁舎第4号館）

東京都千代田区霞が関3-1-1

6 各車両自動車検査証有効期限等

別添1のとおり。

7 整備項目

別添1別紙「予定数量内訳書」のとおり。

内訳の各数量については、履行期間内において当庁で整備する予定を示したものであり、増減を生じることがあっても、請負業者は異議の申立をしないものとする。

8 使用部品

整備に使用する部品は純正品又は同等品とする。

また、使用する部品のうち「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に定められている品目については、同法の基準に適合したものを使用すること。

9 定期点検整備の範囲

定期点検整備の範囲は、自動車点検基準（国土交通省令第十一号）により行なうこととし、点検完了時に整備記録を提出すること。

ただし、定期点検整備の範囲に変更する必要がある場合は、事前に当庁監督職員と協議すること。

(1) 点検時の部品交換作業等については、予定数量のとおりとする。

なお、予定数量に記載のある項目であっても、点検の結果、交換の時期に至っていない、交換の必要のない項目については、当庁監督職員と協議しその実施の有無を決定すること。

(2) タイヤを点検時に外し、点検後取り付け際には、バランスを確認し、必要に応じてローテーション等を行い調整して取り付けること。

取り付けるタイヤについては、当庁監督職員の指示に従うこと。

(3) タイヤ取り付け時に車両に装備された空気圧センサー等にエラーが生じ、警告灯が点灯した場合は、当該車両の取扱説明書に従ってリセット作業を行い、正常な状態に車両を復旧すること。

10 継続検査

(1) 請負業者は、道路運送車両法に基づく継続検査を受けた場合は、自動車検査証及び点検済検査標章を当庁監督職員に提出し、確認を受けること。

(2) 自動車重量税及びこれに係る納付手続きは、本契約に含むものとする。

(3) 自動車損害賠償責任保険料及びこれに係る加入手続きは、本契約に含むものとする。

(4) 継続検査申請書は、請負業者が用意すること。

11 一般整備作業

定期点検と異なる時期に整備が必要な場合は一般整備として行うこととする。

(1) 部品交換作業の発注を受けた場合は速やかに対応すること。

(2) 交換作業の範囲は別添1 予定数量内訳書にある項目とする。

(3) タイヤ交換作業で使用するタイヤについては、当庁監督職員の指示に従うこと。

(4) タイヤ取り付け時に車両に付属する空気圧センサー等にエラーが生じ、警告灯が点灯した場合は、当該車両の取扱説明書に従ってリセット作業を行い、正常な状態に復旧すること。

12 撤去品

整備等により発生した発生材は、関係法令に従い適切に処分すること。

13 検査

定期点検整備等の業務完了後、業務完了報告書を提出し、当庁検査職員による検査を受けること。

当該検査の合格をもって履行完了とする。

14 代金の請求

履行完了分を1ヶ月毎にとりまとめ、速やかに海上保安庁総務部長あて請求すること。

15 契約不適合責任

請負業者は、引渡し後1年以内に、その整備について契約不適合があることが発見されたときは、支出負担行為担当官の請求により、自己の費用をもってこれを修補すること。

16 その他

本定期点検整備について、疑義が生じた場合は、当庁監督職員と協議のうえ決定するものとする。

令和7年度自動車点検整備計画表（予定数量）

番号	船名	種別用途	メーカー	車名	新造 竣工年月 (初年度)	経過年	現在の整備状況	更新・ 乗換月	点検内容	(組) 重量kg	油種	車検 受渡場所	車両番号	目録費	重量税	機械検査(測定機、ヘッドライト調整、 ブレーキ調音等)																		1年点検	2年点検	3年点検	4年点検	5年点検	6年点検	7年点検	8年点検	9年点検	10年点検	11年点検	12年点検	13年点検	14年点検	15年点検	16年点検	17年点検	18年点検	19年点検	20年点検	21年点検	22年点検	23年点検	24年点検	25年点検	26年点検	27年点検	28年点検	29年点検	30年点検	31年点検	32年点検	33年点検	34年点検	35年点検	36年点検	37年点検	38年点検	39年点検	40年点検	41年点検	42年点検	43年点検	44年点検	45年点検	46年点検	47年点検	48年点検	49年点検	50年点検	51年点検	52年点検	53年点検	54年点検	55年点検	56年点検	57年点検	58年点検	59年点検	60年点検	61年点検	62年点検	63年点検	64年点検	65年点検	66年点検	67年点検	68年点検	69年点検	70年点検	71年点検	72年点検	73年点検	74年点検	75年点検	76年点検	77年点検	78年点検	79年点検	80年点検	81年点検	82年点検	83年点検	84年点検	85年点検	86年点検	87年点検	88年点検	89年点検	90年点検	91年点検	92年点検	93年点検	94年点検	95年点検	96年点検	97年点検	98年点検	99年点検	100年点検	101年点検	102年点検	103年点検	104年点検	105年点検	106年点検	107年点検	108年点検	109年点検	110年点検	111年点検	112年点検	113年点検	114年点検	115年点検	116年点検	117年点検	118年点検	119年点検	120年点検	121年点検	122年点検	123年点検	124年点検	125年点検	126年点検	127年点検	128年点検	129年点検	130年点検	131年点検	132年点検	133年点検	134年点検	135年点検	136年点検	137年点検	138年点検	139年点検	140年点検	141年点検	142年点検	143年点検	144年点検	145年点検	146年点検	147年点検	148年点検	149年点検	150年点検	151年点検	152年点検	153年点検	154年点検	155年点検	156年点検	157年点検	158年点検	159年点検	160年点検	161年点検	162年点検	163年点検	164年点検	165年点検	166年点検	167年点検	168年点検	169年点検	170年点検	171年点検	172年点検	173年点検	174年点検	175年点検	176年点検	177年点検	178年点検	179年点検	180年点検	181年点検	182年点検	183年点検	184年点検	185年点検	186年点検	187年点検	188年点検	189年点検	190年点検	191年点検	192年点検	193年点検	194年点検	195年点検	196年点検	197年点検	198年点検	199年点検	200年点検	201年点検	202年点検	203年点検	204年点検	205年点検	206年点検	207年点検	208年点検	209年点検	210年点検	211年点検	212年点検	213年点検	214年点検	215年点検	216年点検	217年点検	218年点検	219年点検	220年点検	221年点検	222年点検	223年点検	224年点検	225年点検	226年点検	227年点検	228年点検	229年点検	230年点検	231年点検	232年点検	233年点検	234年点検	235年点検	236年点検	237年点検	238年点検	239年点検	240年点検	241年点検	242年点検	243年点検	244年点検	245年点検	246年点検	247年点検	248年点検	249年点検	250年点検	251年点検	252年点検	253年点検	254年点検	255年点検	256年点検	257年点検	258年点検	259年点検	260年点検	261年点検	262年点検	263年点検	264年点検	265年点検	266年点検	267年点検	268年点検	269年点検	270年点検	271年点検	272年点検	273年点検	274年点検	275年点検	276年点検	277年点検	278年点検	279年点検	280年点検	281年点検	282年点検	283年点検	284年点検	285年点検	286年点検	287年点検	288年点検	289年点検	290年点検	291年点検	292年点検	293年点検	294年点検	295年点検	296年点検	297年点検	298年点検	299年点検	300年点検	301年点検	302年点検	303年点検	304年点検	305年点検	306年点検	307年点検	308年点検	309年点検	310年点検	311年点検	312年点検	313年点検	314年点検	315年点検	316年点検	317年点検	318年点検	319年点検	320年点検	321年点検	322年点検	323年点検	324年点検	325年点検	326年点検	327年点検	328年点検	329年点検	330年点検	331年点検	332年点検	333年点検	334年点検	335年点検	336年点検	337年点検	338年点検	339年点検	340年点検	341年点検	342年点検	343年点検	344年点検	345年点検	346年点検	347年点検	348年点検	349年点検	350年点検	351年点検	352年点検	353年点検	354年点検	355年点検	356年点検	357年点検	358年点検	359年点検	360年点検	361年点検	362年点検	363年点検	364年点検	365年点検	366年点検	367年点検	368年点検	369年点検	370年点検	371年点検	372年点検	373年点検	374年点検	375年点検	376年点検	377年点検	378年点検	379年点検	380年点検	381年点検	382年点検	383年点検	384年点検	385年点検	386年点検	387年点検	388年点検	389年点検	390年点検	391年点検	392年点検	393年点検	394年点検	395年点検	396年点検	397年点検	398年点検	399年点検	400年点検	401年点検	402年点検	403年点検	404年点検	405年点検	406年点検	407年点検	408年点検	409年点検	410年点検	411年点検	412年点検	413年点検	414年点検	415年点検	416年点検	417年点検	418年点検	419年点検	420年点検	421年点検	422年点検	423年点検	424年点検	425年点検	426年点検	427年点検	428年点検	429年点検	430年点検	431年点検	432年点検	433年点検	434年点検	435年点検	436年点検	437年点検	438年点検	439年点検	440年点検	441年点検	442年点検	443年点検	444年点検	445年点検	446年点検	447年点検	448年点検	449年点検	450年点検	451年点検	452年点検	453年点検	454年点検	455年点検	456年点検	457年点検	458年点検	459年点検	460年点検	461年点検	462年点検	463年点検	464年点検	465年点検	466年点検	467年点検	468年点検	469年点検	470年点検	471年点検	472年点検	473年点検	474年点検	475年点検	476年点検	477年点検	478年点検	479年点検	480年点検	481年点検	482年点検	483年点検	484年点検	485年点検	486年点検	487年点検	488年点検	489年点検	490年点検	491年点検	492年点検	493年点検	494年点検	495年点検	496年点検	497年点検	498年点検	499年点検	500年点検	501年点検	502年点検	503年点検	504年点検	505年点検	506年点検	507年点検	508年点検	509年点検	510年点検	511年点検	512年点検	513年点検	514年点検	515年点検	516年点検	517年点検	518年点検	519年点検	520年点検	521年点検	522年点検	523年点検	524年点検	525年点検	526年点検	527年点検	528年点検	529年点検	530年点検	531年点検	532年点検	533年点検	534年点検	535年点検	536年点検	537年点検	538年点検	539年点検	540年点検	541年点検	542年点検	543年点検	544年点検	545年点検	546年点検	547年点検	548年点検	549年点検	550年点検	551年点検	552年点検	553年点検	554年点検	555年点検	556年点検	557年点検	558年点検	559年点検	560年点検	561年点検	562年点検	563年点検	564年点検	565年点検	566年点検	567年点検	568年点検	569年点検	570年点検	571年点検	572年点検	573年点検	574年点検	575年点検	576年点検	577年点検	578年点検	579年点検	580年点検	581年点検	582年点検	583年点検	584年点検	585年点検	586年点検	587年点検	588年点検	589年点検	590年点検	591年点検	592年点検	593年点検	594年点検	595年点検	596年点検	597年点検	598年点検	599年点検	600年点検	601年点検	602年点検	603年点検	604年点検	605年点検	606年点検	607年点検	608年点検	609年点検	610年点検	611年点検	612年点検	613年点検	614年点検	615年点検	616年点検	617年点検	618年点検	619年点検	620年点検	621年点検	622年点検	623年点検	624年点検	625年点検	626年点検	627年点検	628年点検	629年点検	630年点検	631年点検	632年点検	633年点検	634年点検	635年点検	636年点検	637年点検	638年点検	639年点検	640年点検	641年点検	642年点検	643年点検	644年点検	645年点検	646年点検	647年点検	648年点検	649年点検	650年点検	651年点検	652年点検	653年点検	654年点検	655年点検	656年点検	657年点検	658年点検	659年点検	660年点検	661年点検	662年点検	663年点検	664年点検	665年点検	666年点検	667年点検	668年点検	669年点検	670年点検	671年点検	672年点検	673年点検	674年点検	675年点検	676年点検	677年点検	678年点検	679年点検	680年点検	681年点検	682年点検	683年点検	684年点検	685年点検	686年点検	687年点検	688年点検	689年点検	690年点検	691年点検	692年点検	693年点検	694年点検	695年点検	696年点検	697年点検	698年点検	699年点検	700年点検	701年点検	702年点検	703年点検	704年点検	705年点検	706年点検	707年点検	708年点検	709年点検	710年点検	711年点検	712年点検	713年点検	714年点検	715年点検	716年点検	717年点検	718年点検	719年点検	720年点検	721年点検	722年点検	723年点検	724年点検	725年点検	726年点検	727年点検	728年点検	729年点検	730年点検	731年点検	732年点検	733年点検	734年点検	735年点検	736年点検	737年点検	738年点検	739年点検	740年点検	741年点検	742年点検	743年点検	744年点検	745年点検	746年点検	747年点検	748年点検	749年点検	750年点検	751年点検	752年点検	753年点検	754年点検	755年点検	756年点検	757年点検	758年点検	759年点検	760年点検	761年点検	762年点検	763年点検	764年点検	765年点検	766年点検	767年点検	768年点検	769年点検	770年点検	771年点検	772年点検	773年点検	774年点検	775年点検	776年点検	777年点検	778年点検	779年点検	780年点検	781年点検	782年点検	783年点検	784年点検	785年点検	786年点検	787年点検	788年点検	789年点検	790年点検	791年点検	792年点検	793年点検	794年点検	795年点検	796年点検	797年点検	798年点検	799年点検	800年点検	801年点検	802年点検	803年点検	804年点検	805年点検	806年点検	807年点検	808年点検	809年点検	810年点検	811年点検	812年点検	813年点検	814年点検	815年点検	816年点検	817年点検	818年点検	819年点検	820年点検	821年点検	822年点検	823年点検	824年点検	825年点検	826年点検	827年点検	828年点検	829年点検	830年点検	831年点検	832年点検	833年点検	834年点検	835年点検	836年点検	837年点検	838年点検	839年点検	840年点検	841年点検	842年点検	843年点検	844年点検	845年点検	846年点検	847年点検	848年点検	849年点検	850年点検	851年点検	852年点検	853年点検	854年点検	855年点検	856年点検	857年点検	858年点検	859年点検	860年点検	861年点検	862年点検	863年点検	864年点検	865年点検	866年点検	867年点検	868年点検	869年点検	870年点検	871年点検	872年点検	873年点検	874年点検	875年点検	876年点検	877年点検
----	----	------	------	----	---------------------	-----	---------	------------	------	-------------	----	------------	------	-----	-----	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※冷却水交換：1回／4年
※ブレーキフルード交換：車検時
※タイヤ交換：1回／2年（車検時）
※バッテリー交換：1回／2～3年（車検時）

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
1	トヨタ クラウン(普通乗用)6AA-AZSH20 品川302み2628				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単位	予定数量	記事
自動車定期点検整備(単価契約)					
2	トヨタ クラウン(普通乗用) DAA-AWS210 品川302ひ1681				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予定数量	記事
自動車定期点検整備(単価契約)					
3	トヨタ クラウン(普通乗用) DAA-AWS210 品川302ひ1682				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単位	予定数量	記事
自動車定期点検整備(単価契約)					
4	トヨタ カムリ(普通乗用)DAA-AVV50 品川302は9292				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
5	トヨタ カムリ(普通乗用)6AA-AXVH70 品川302や6202				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
6	トヨタ カムリ(普通乗用)6AA-AXVH70 品川302や6203				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
7	トヨタ カムリ(普通乗用)6AA-AXVH70 品川302や6204				3号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税	普通乗用		回		非課税
自動車賠償責任保険	普通乗用		回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)	継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る		回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単位	予定数量	記事
自動車定期点検整備(単価契約)					
8	スズキランディ(普通乗用)6AA-ZWR90C 品川312み1123				3号館
1年点検			回	1	
引取り納車料			回	1	
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
9	トヨタ カムリ(普通乗用)6AA-AXVH70 品川302や6205				4号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアーエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	2	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単位	予定数量	記事
自動車定期点検整備(単価契約)					
10	トヨタハイエース(普通乗用)CBA-TRH224W 品川302ひ8788				4号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	1	
自動車重量税		普通乗用	回		非課税
自動車賠償責任保険		普通乗用	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレードゴム交換(後部)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
ブレーキパッド(前輪)交換			回	1	
ブレーキパッド(ライニング)(後輪)交換			回	1	
補機ベルト交換			回	1	
補機ベルト(パワステ)交換			回	1	
補機ベルト(エアコン)交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6カ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	1	

別添1別紙		予定数量内訳書			
品 目 等		規 格	単 位	予 定 数 量	記 事
自動車定期点検整備(単価契約)					
11	日産キャラバン(小型貨物)CBF-VR2E26 品川400U8322				4号館
継続検査(測定検査、ヘッドライト調整、ブレーキ清掃含む)			回	1	
6ヶ月点検			回	1	
検査代行			回	1	
引取り納車料			回	2	
自動車重量税		小型貨物	回		非課税
自動車賠償責任保険		小型貨物	回		非課税
エンジンオイル交換			回	1	
エンジンオイル、オイルエレメント交換			回	1	
エアエレメント交換			回	1	
ブレードゴム交換(前部)(運転席側及び助手席側)			回	1	
ブレードゴム交換(後部)			回	1	
ブレーキフルード交換			回	1	
ブレーキパッド(前輪)交換			回	1	
ブレーキパッド(ライニング)(後輪)交換			回	1	
補機ベルト交換			回	1	
補機ベルト(パワステ)交換			回	1	
補機ベルト(エアコン)交換			回	1	
タイヤ交換(官支給タイヤ4本)		継続検査、1年、6ヵ月点検時以外でタイヤ交換を実施する場合に限る	回	2	
冬用タイヤ交換(4本)		ブリジストン ブリザック 195/80R15 107/105L LT	回	1	
バッテリー交換(クラウンは12V1個)			回	1	
エアコンフィルター交換			回	1	
リモコンキー電池交換			回	1	